

高齢者・障害者施設における新型コロナウイルス感染症患者 に対する保健所の疫学調査について

墨田区保健所では感染源を推定するとともにさらなる感染拡大を防ぐため以下の流れで疫学調査を実施します。本調査の趣旨・重要性をご理解いただき、調査へのご協力をお願いいたします。

①保健所への調査資料の提出

■濃厚接触者を特定するため、以下の資料を下記提出先までメールまたはFAXで提出してください。

- ① 高齢者または障害者施設感染症調査報告票（保健所様式1または様式2）
- ② 行動記録：陽性者の行動と接触者を記入（保健所様式3）
- ③ 座席表：陽性者と接触者の配置がわかるもの
- ④ 全職員と利用者のリスト：氏名・生年月日・住所・電話番号・職種
※利用者については介護度を記入
- ⑤施設のレイアウト図：施設全体のレイアウト図

※①②以外の資料は必要事項が入っていれば既存のもので構いません。

※④は個人情報のため原則、ファイルにパスワードをつけメールでお送りください。

②濃厚接触者の特定／施設サービスの休止等

濃厚接触者の特定

■施設から提出された資料を基に濃厚接触者を特定します。
必要に応じて保健所による施設の現地調査が入ります。

施設のサービス休止について

■濃厚接触者が特定されるまでは集団活動（デイサービス等）の休止を検討してください。今後の陽性者・濃厚接触者の発生状況により、休止期間及び休止内容は変更となります。詳しくは墨田区保健所までご相談ください。

③濃厚接触者の特定時の対応

■保健所から濃厚接触者特定の連絡が入りましたら、施設から濃厚接触者へ以下のことを案内してください。

- 保健所から調査の結果、濃厚接触者に該当したこと
- 陽性者と最終接触から7日間は自宅で健康観察をすること
- 健康観察期間中に症状が現れた場合、受診し検査を受けること
- 健康観察期間は出勤を含めた不要不急の外出を控えること

■PCR検査が受けられる墨田区の医療機関は区のホームページに記載しています。

詳しくは「新型コロナウイルス感染症について」のページ内

「墨田区における診療・検査医療機関一覧」をご覧ください。

→ [QRコードから検索](#)

※区外にお住まいの方は居住地保健所から連絡が入ることがあります。



④PCR検査後の対応

■新たな陽性者が判明した場合は速やかに墨田区保健所までご連絡ください。

■PCR検査が陰性であっても7日間の健康観察期間内に症状が現れた場合は、再度受診し検査をご検討ください。

【調査資料の提出及び連絡先】

墨田区保健所 保健予防課

電話：03-5608-6191

FAX：03-5608-6507

E-mail：hokenyobou@city.sumida.lg.jp